# 独立行政法人住宅金融支援機構 理事長 宍戸 信哉 殿

独立行政法人住宅金融支援機構 契約監視委員会 活動報告

標記について、別添のとおり取りまとめたので報告します。

## 独立行政法人住宅金融支援機構 契約監視委員会 活動報告

平成22年1月、第1回の当契約監視委員会が開催されてから、3年余りが経過し、合計15回の委員会が開催され審議が重ねられてきた。今般、4年度目に入ったのを機会に、これまでの当委員会の活動を総括するとともに自己評価を行うこととした。なお、委員会活動の総括と自己評価は、今後、毎年1回定期的に行う予定であり、併せて当委員会の活動を世に問うために活動状況報告及び自己評価をホームページ上に公開することとする。

### 1 契約監視委員会の目的と責務等

- ・ 当委員会の主たる目的および責務は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、契約状況及び契約内容の健全性・適正性の観点から、①競争性のない随意契約及び一般競争入札等のうち一者応札・一者応募等の契約について点検・見直しを実施し、②その結果を理事長に報告し、必要に応じて改善を求め、最終的に③契約の健全性・適正性を確保することにある。
- ・ そのために当委員会は、数か月ごとに開催し、機構より該当する全契約について その状況や内容の説明を受け、点検・見直しを行うことになっている。
- ・ 健全かつ適正な契約の前提は、①健全な契約決定プロセスが確立されていること 及び②その機能を確保する内部統制が有効に機能していることであるとの認識から、外部有識者及び機構監事より構成される当委員会は、適宜、調達部署等に報告・説明を求め、内部統制システムの健全性・有効性を確認することにしている。
- ・ なお、当委員会の活動は機構理事長の命によるものであり、当委員会は 活動結果に基づき理事長に意見の具申あるいは勧告を行う責務を負って いる。

#### 2 契約監視委員会の活動状況

(1)機構における契約決定の仕組みと内部統制の状況の確認

機構の契約執行部門からの説明及び監査部監査や監事監査において次の事実が確認された。

- 1)調達等に関する契約の決定プロセス及びチェック体制
  - ・ 契約は各部署の契約担当役の責任で行う。同担当役が行う調達等の契約のうち、予定価格が一定額以上の案件については、相手方の選定にあたり、契約の透明性、公正性及び適切な執行を確保するために、理事長代理等によって構成される契約審査委員会において審議がなされ決定される。

- 理事長名契約の案件に関しても、理事長代理等によって構成される資金調達 業務検討委員会などの会議体において、契約審査委員会と同様の審議を経て 決定される。
- ・ さらに、すべての案件について、支出決裁の段階において、調達部署による チェック及び契約担当部署(会計グループ)による調達内容・方法などのチェックが行われる。

#### 2) 監査部による内部監査

・ 監査部においては、内部統制機能の有効性の確保、業務の適正かつ効率的な 運営などの観点から監査を実施している。

#### 3) 監事による監査

・ 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において、随意 契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施ならびに関連法 人等との間の人・資金の流れのあり方について、監事が厳正にチェックする ことが求められており、機構の講ずべき措置が適切に実施されているかを監 査している。

以上の事実確認を踏まえ、当委員会は、機構の契約決定の体制及び内部統制システムは健全かつ有効に機能していると判断した。

#### (2) 契約監視委員会による点検・見直しとその効果-総括-

- ・ 調達契約の決定体制および内部統制システムについての確認を前提に、当委 員会は契約内容等の点検および見直しを行った。改善すべき事項等について は、今後の調達等に反映させるべく是正を指示し、後日、是正が適切に行わ れたか否かを確認した。
- ・ これらにより、機構の調達において、一層の競争性、公平性および透明性を 実現させた。
- ・ また、委員会の運営方法についても、経験の蓄積に合わせて説明資料の合理 化・簡素化を行わせ、審議すべき事項を重点化させることにより有効かつ効 率的な委員会の運営を実現した。

#### (3) 契約監視委員会による点検・見直しの詳細と理事長への報告

以下、当委員会の点検・見直しとそれに基づく機構への提言の詳細及び今後の点検・見直しのあるべき姿について、理事長に報告することとしたい。

- 1) これまでの委員会の活動状況
  - 詳細別添資料
- 2) これまでに機構に対して行った主な提言等
  - ・ 従来、随意契約をしていた案件について、単純に毎年更新するのではなく、 長期契約に変更するなどして、他業者も参入しやすくして一般競争への移行

を促進すべきである。

- ・ 仕様書における参加要件の規定の仕方によっては、応札者が自動的に(たと えば国の機関など)に限定される場合がある。排他的条件にならないように 参加要件を見直すべきである。
- ・ いくつかの業務からなる業務については、一括発注とすると応募者が限定されるが、業務内容を分割すれば、業務ごとに競争入札が可能となるケースがあるので、契約案件の作成の仕方を工夫すべきである。
- ・ 随意契約であっても、関連情報を収集して価格交渉をすべきである。
- ・ 業務の環境が変化しているので予定価格の作成においても、つねに最新の情報を収集し、適正な予定価格の設定に努めるべきである。

### 3) 提言の成果

- ・ 以上のような提言を行った結果、機構の契約状況は次のように大きく改善された。
- ・ 随意契約においては、平成20年度と平成23年度とを比較すると、件数が79件 減少(▲37%)しており、減少した件数は競争性のある契約に移行されたこと になる
- また、一者応札・一者応募についても、平成20年度と平成23年度とを比較すると、▲55件の減少(▲54%)がみられる。

#### 4) 件数改善の取組みの方向性

- ・ 平成23年度の随意契約は134件であったが、相手方が国をはじめ公的機関等 (登記事項証明書等手数料、後納郵便・郵便振替など)である契約が59件と 44%を占めており、これらの業務に関しては競合業者が存在しない。また、 民間業者の業務であっても、業務内容によっては明らかに応札可能業者が一 者に限られ、随意契約とせざるをえない場合がある。このように、随意契約 として残る事案については、明らかにやむを得ない事案となるまで減少させ ていったところである。
- ・ 一者応札・一者応募については、参加要件の見直し、仕様書の改善、期間の 延長などを提言し、機構に応募者を増やす改善策を実施させた結果、複数応 札となった事案もあり、一定の効果はあった。しかしながら、例えば、シス テムに関する案件については、当初の開発を担当した業者以外の業者は、シ ステムリスク等を考慮して入札参加は消極的となるという実態がある。
- ・ このような実態を考慮すれば、例えば公告期間を大きく拡充したとしても、 業者側のリスク回避の判断を変えるまでには至らず、対応策も一定に限界が あると言わざるを得ない。
- ・ これまでの当委員会の経験から次のように結論づけることが妥当である。一者応札・一者応募については、単に数字の削減を目指すのではではなく、まず①実質的にこれ以上の改善は困難なものと、②一者応札の理由や内容が明確でないものとに分けるべきである。その上で、後者について重点的に審議していくべきである。

#### 5) 理事長への審議方針の報告

以上を踏まえ、理事長に今後の審議方針として以下の内容を報告したい。

「当委員会はこれまで、『競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか点検、見直しを行う』という閣議決定の趣旨に応えるべく、機構に対して競争性の確保等の観点から、点検・見直し、提言等を行い、機構はこれに従って随意契約及び一者応札・一者応募契約の削減に努め、一定の成果をあげることができた。

結果として、当委員会による点検・見直し等を経て、なおも残っている随意契約や一者応札等の事案は、契約の相手方が国をはじめ公的機関等であるもの、システムメンテナンス等調達の対象あるいは業者の能力・業界の状況によって、競争状態を確保できないものであり、機構業務の内容を考慮すればやむを得ないものばかりである。

また、調達年度によって内容が前回と異なったり、件数、規模が大きく変わることもあり、これに伴い競争状態を確保するのが困難な随意契約や一者応札等も増減する。

こういった状況を考慮すれば、随意契約や一者応札等によるすべて の契約件数を今後も継続的に削減していくことは一定の限界があると 言わざるをえない。

契約の点検・見直しは引き続き必要であるが、当委員会としては、こういった調達契約の実態面に配慮しつつ、機構が行う契約の公平性及び効率性を確保するために、点検・見直しについては、形式的・画ー的ではなく、調達の状況に応じてより適確に行っていくべきであると考える。」

### 3 活動状況・改善措置等の詳細【別添資料】

### (1) 概要

●契約監視委員会は、独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月 17日閣議決定)及び住宅金融支援機構契約監視委員会設置規程に基づき設置(別紙参 照)

### ●開催日程

平成21年度:第1回 平成22年1月19日(火)

第2回 平成22年2月3日(水)

第3回 平成22年2月15日(月)

第4回 平成22年3月17日(水)

第5回 平成22年3月31日(水)

平成22年度:第1回 平成22年10月27日(水)

第2回 平成22年12月6日(月)

第3回 平成23年3月7日(月)

平成23年度:第1回 平成23年6月22日(水)

第2回 平成23年9月14日(水)

第3回 平成23年12月16日(金)

第4回 平成24年3月6日(火)

平成24年度:第1回 平成24年6月22日(金)

第2回 平成24年8月3日(金)、7日(火)、8日(水)

第3回 平成24年9月20日(木)

#### ●審議事項

審議項目等	審議内容	
①競争性のない随意契約	随意契約の理由および価格の妥当性等	
②一者応札•一者応募	入札等参加要件の妥当性及び一者応札等となった契約の今後	
	の改善策等	
③機構独自の事項	一般競争入札(総合評価落札方式)、企画競争、公募による契	
	約の契約方法の妥当性等	
④その他	委員会の運営等に関する改善	

### (2) 平成20年度から平成23年度までの契約状況

		平成2	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	
	競争入札等	(25 <b>%</b> ) 309	(22 <b>%</b> ) 112.7	(24%) 278	(36%) 184.2	(21%) 222	(34%) 154.3	(21%) 244	(36%) 179.6	
一般競爭	企画競争	(6%) 77	(27 <b>%</b> ) 141.7	(6 <b>%</b> ) 68	(30%) 152.7	(6%) 64	(28 <b>%</b> ) 129.5	(6%) 63	(21%) 105.0	
尹入札等	公募	(52 <b>%</b> ) 659	(45%) 236.1	(56%) 651	(29%) 151.6	(60%) 648	(34%) 155.6	(61%) 696	(39 <b>%</b> ) 195.5	
	競争性のある 契約(小計)	(83%) 1,045	(94%) 490.5	(86 <b>%</b> ) 997	(95%) 488.5	(87 <b>%</b> ) 934	(95%) 439.3	(88%) 1,003	(96 <b>%</b> ) 480.0	
	争性のない 意契約	(17%) 213	(6%) 32.5	(14%) 165	(5%) 27.6	(13%) 140	(5%) 21.0	(12%) 134	(4%) 19.1	
	合 計	(100%) 1,258	(100%) 523.1	(100%) 1,162	(100%) 516.1	(100%) 1,074	(100%) 460.3	(100%) 1,137	(100%) 499.2	

- (注)・金額が少額(250万円以下の物の製造、100万円以下の役務など)の契約は報告対象外であるため集計していない
  - ・金額はそれぞれを四捨五入しているため合計が一致しない場合がある
  - 一者応札・公募 : 20年度 102件、21年度 61件、22年度 45件、23年度 47件

### (3) 意見・質問及び改善事項

委員会が、これまでに提言し、機構に実施(改善)させた主な事項

(※) 略記:【H21①】…平成21年度第1回契約監視委員会

ア 随意契約関係 (競争性のない随意契約)

heles of that he was a meles of the	
意見・質問	改善等
①債券の格付分析に関する契約【H21①】 契約期間は、単年度でなく連続性を考えて5 年程度としてはどうか。 競争性を導入することは良い面もあるが、市 場がどう見るか確認をしてはどうか。	債券の格付分析契約は、平成22年度から平成26年度の5年間とした(平成22年4月契約)。
②証券化支援業務に係る税務アドバイス業務 【H22①】 同一契約先と随意契約する理由が劣る。価格 だけで契約先を選定するのはなじまないと思	平成23年度分から一般競争入札により調 達を実施した(平成23年3月契約)。なお、契

うが、複数者と契約する方法も含め現在の契約 約期間は5年間とした。 方法を見直すべき。

③自動車の再リース【H23①】

現在使用しているものを再リースするのは、 他の業者が参入できないので、随意契約を継続 は随意契約による再リースではなく、一般競 すればいいのではないか。

随意契約等見直し計画の推進のため、今後 争入札により調達を実施する。

### イ 一者応札・一者応募関係

### 意見 · 質問 改善等 ①文書回送業務の委託 (競売等債権情報のデー タ整備) 【H21②】 業務内容を見ると、文書回送業務とデータ整 調達必要時期を見ると別調達としたこと 備業務を一体的に競争入札できないか。 はやむを得なかったが、別調達はコストアッ プにもつながるので、今後業務を統合して調 達する。 ②官公庁等との業務実績を要件とする契約【H 21②】(財務会計システムのメンテナンス他) 今後調達する仕様書では、官公庁等の実績 政府調達では仕様書の要件において政府と を要件から削除することとする。 民間企業の受注実績に特別な差を設けないこ とがポイントとして示されている。本件も含 また、要件の見直しは、一者応札・一者応募 め、全調達案件で見直すべきではないか。 となった契約にのみ必要とは考えていない。 指摘を踏まえ、見直していく。 ③就職情報サイトの作成及び入構案内パンフ レットの発送業務【H21③】 見直しの具体的内容の欄は、指摘のとおり 入札参加要件として政府系金融機関等の掲 載実績の必要性を検討すべきとの指摘に対し、 「改善する」旨記載し修正する。 見直しの具体的内容の欄の記載内容は整合性 が取れていない。 ④住宅宅地債券に係る事務委託会社との契約 [H214]一者応札であることが悪いとは思わないが、 今後とも予定価格についてはより精緻に 契約金額や業務の効率性の効果が問題になる。 行い、適正な予定価格の積算に努める。 予定価格の作成も重要である。 ⑤本店ビル空調設備等更新工事【H22③】

盆に重なったとあるが、競争が激しい建築業界|後は施工時期等の設定に工夫し、より入札に の中にあってそのような理由は信じられない。

事業者の入札辞退理由として、公示期間がお 入札辞退した事業者の回答であったが、今 参加しやすくなるように調達を実施する。

⑥本店ビルにおける総合ビル管理業務【H23 (1)

事業者が入札しやすいように業務の切り分 けを検討してみたらどうか。

業務の性格上、業務の切り分けは難しい。 今後とも競争性を確保するため、公告期間の 延長のほか、幅広く事業者に声かけを行い、 競争性を確保していく。

### ウ 公益法人への契約以外の支出についての見直し状況【H24②~】

意見・質問	改善等
該当なし	

#### 工 一般競争入札 (総合評価落札方式)

意見・質問	改善等
該当なし	

### 才 企画競争

意見・質問	改善等
①広告実施【H21⑤】 評価要領の任意項目では、C評価の「達成できない」でも点数が与えられることになっているが、達成できないのであれば0点にするべきではないか。	今後は、C評価はO点とする。
②海外派遣研修【H23②】 実績を重視すると、選定事業者が結果として 実績の差により決まってしまうのは如何なも のか。	次回に向けては評価項目の点数配分を見 直す。

# カ その他

意見・質問	改善等
①予定価格の作成について(低落札率に関係して)【H21⑤】 予定価格が高すぎたいのではないか。	今後予定価格については、より精緻に行い、適正な予定価格の積算に努めていく。

### キ 契約監視委員会の審議方法等について【H23②】

キ 契約監視委員会の審議方法等について【H	23(2)]
委員からの意見	改善等
競争性のない随意契約 【個別説明資料の簡素化について】 〇公的機関がサービスを提供するもののうち、法令の規定により契約の相手方が一に定められている案件、郵便及び提供を行うことが可能な業者が一の場合の契約等については個別説明資料を作成しないこととする。 О個人信用情報機関は国への届出を行っているため簡素化してよい。 О随意契約の個別説明資料対象案件は、価格交渉の余地があるもの(著作権有のシステム、借上宿舎やサービス関係業務など)は価格の妥当性の確認のため毎回点検するべきであ	○次の契約については、個別説明資料を廃止する。
る。	個別資料で説明を行う。  〇次の契約について、個別説明資料の記載内容を見直しする。 f. 振込手数料(ファームバンキング) g. 金融・不動産情報サービス h. 電話、携帯電話、広域内線サービス i. システム運用・保守・改修(著作権制) j. 宿舎借上 k. 事務所賃貸借、清掃等 以上6契約については、契約の概要・随意契約の理由欄の説明を簡素化する一方、価格の妥当性及び費用低減の取組状況を

充実させる。

#### 【点検の要否について】

- 〇新規の案件は、金額にかかわらず、必ず点検 O上記a~k以外の契約及び新規契約案件は を受ける必要がある。
- O点検の要否を判断するために線引きをする場 合は、監査の観点だと、金額の重要性から金 額(1億円や5千万円など)で分ける方法は どうか。また、少額の案件(100万円や200万 円など) は3年又は2年に一度の点検でも良
- ○随意契約の個別説明資料対象案件は、価格交 渉の余地があるもの(著作権有のシステム、 借上宿舎やサービス関係業務など) は価格の 妥当性の確認のため毎回点検するべきであ る。【再掲】

従来どおりの個別説明資料を作成し、審議 する。

#### 【資料の簡素化について】

○資料を簡素化する分類としては、①個別説明|○契約リストにおける各契約の記載につい 資料を全く作成せずに契約リストにだけ契 約名を掲載するもの、②現行より何かしら記 載内容を簡素化してもいいもの、③現行どお O契約リストの項目は、審議及び審議結果の りの個別説明資料を作成するものの3種類 に分類できる。

- て、同種の契約は1行にまとめて記載する  $(a\sim c, j)$
- 確認に必要となる項目に限定して作成す
- 〇書式の変更については、今後の審議状況等 においても適宜見直すこととする。

### 一者応札・一者応募

#### 【今後の点検方針について】

- ○一者応札の改善策を続けても一者応札となる|○現状どおり、個別説明資料を作成し、改善 のなら、契約の性質から考えてもやむを得な
- ○今後は、本来の委員会の点検内容と趣旨が異 なってしまうかもしれないが、本当にその業 務が必要か、金額は妥当なのかなどを点検し てもいい。
- O一者応札案件は、新規案件、特定関連会社以 外で、かつ、新しい改善策がなければ、個別 説明資料は作成不要かもしれない。ただし、 3年又は2年に1度は、定期的に、個別資料
- 策の妥当性について定期的に点検を行う。
- O契約リストの項目は、審議及び審議結果の 確認に必要となる項目に限定して作成す る。

にて詳しく説明する必要がある。 〇入札に応札するかどうかは、事業者の経営判 断によるところであるため、機構がコントロ ールできるものではない。

以上